

○船橋市情報公開条例

平成14年3月29日
条例第7号

船橋市情報公開条例

船橋市公文書公開条例（平成2年船橋市条例第19号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 公文書の開示（第5条—第19条）
- 第3章 審査請求（第20条—第23条）
- 第4章 情報公開の総合的推進（第24条—第29条）
- 第5章 補則（第30条—第33条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、市の保有する情報の一層の公開を図ることにより、市の諸活動を市民に説明する責務を全うし、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって市民参加による公正で民主的な開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 図書館等において管理されている図書、資料等であって、一般に閲覧させ、又は貸し出すことができるとされているもの
- (3) 博物館等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

（平17条例5・平21条例9・一部改正）

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の定めるところにより、市の保有する情報を積極的に公開するよう努めなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（利用者の責務）

第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 公文書の開示

(開示請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。

(開示請求の手續)

第6条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をするものの氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名
- (2) 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項
- (3) その他規則で定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(平17条例5・一部改正)

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- (1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の定めるところ又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国等の機関の指示その他これに類する行為により、公にすることができないと認められる情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等（以下「独立行政法人等」という。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人（以下「地方独立行政法人」という。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務の遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合）にあつては、当該部

分を除く。)

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 公にすることにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
- (5) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- (平17条例5・平19条例27・平27条例1・一部改正)

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- 2 開示請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができることとなる部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(平17条例5・一部改正)

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第7条第1号に該当する情報を

除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

(理由付記等)

第12条 実施機関は、前条第1項の規定により開示請求に係る公文書の一部を開示しないとき、又は同条第2項の規定により開示請求に係る公文書の全部を開示しないときは、開示請求者に対し、同条各項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該理由は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

2 前項の場合において、実施機関は、当該書面に記載された理由が消滅する期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を当該書面に記載しなければならない。

(開示決定等の期限)

第13条 第11条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を46日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第14条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日(第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は算入しない。)以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について開示決定等をする期限

(事案の移送)

第15条 実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、

当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第16条 開示請求に係る公文書に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下この条、第22条及び第23条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示、当該情報の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示、当該情報の内容その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
 - (1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
 - (2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により開示しようとするとき。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第21条及び第22条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（平17条例5・平28条例2・一部改正）

（開示の実施）

第17条 公文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行うものとする。

- 2 実施機関は、公文書の開示をする場合において、当該公文書が汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該公文書の写しにより開示することができる。

（平17条例5・一部改正）

（他の制度との調整）

第18条 実施機関は、法令等の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が前条第1項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該公

文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(費用負担)

第19条 この条例に基づく公文書の開示については、手数料を徴収しない。

- 2 第17条第1項の規定により公文書の写しの交付（電磁的記録にあっては同項に規定する規則で定める方法を含む。）を受ける開示請求者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(平17条例5・一部改正)

第3章 審査請求

(平17条例5・平28条例2・改称)

(審理員の指名の適用除外)

第20条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(平28条例2・追加)

(諮問等)

第21条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、船橋市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年船橋市条例第7号）第1条の規定により置かれた船橋市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

- 2 前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、同項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(平17条例5・一部改正、平28条例2・旧第20条繰下・一部改正)

(諮問をした旨の通知)

第22条 諮問実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(平28条例2・旧第21条繰下・一部改正)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第23条 第16条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者である参加

人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(平28条例2・旧第22条繰下・一部改正)

第4章 情報公開の総合的推進

(情報公開の総合的な推進)

第24条 市は、この条例に定める公文書の開示のほか、情報提供施策の充実を図り、市政に関する情報が適時に、かつ、適切な方法で市民に明らかにされるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(平17条例5・旧第31条繰上、平28条例2・旧第23条繰下)

(情報提供施策の拡充)

第25条 実施機関は、その保有する情報を公表する制度の整備に努めるとともに、市民が必要とする情報を的確に把握し、刊行物その他の資料の積極的な提供、情報通信技術を活用した広報媒体による情報提供の推進等により情報提供施策の拡充に努めるものとする。

(平17条例5・旧第32条繰上、平28条例2・旧第24条繰下)

(会議の公開)

第26条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関及びこれに準ずるものの会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 法令等に特別の定めがある場合
- (2) 不開示情報が含まれる事項について審議、調査等を行う場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合

(平17条例5・旧第33条繰上、平28条例2・旧第25条繰下)

(出資等法人の情報公開)

第27条 市が出資等をしている法人であって、規則で定めるもの（以下「出資等法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資等法人に対し、前項に規定する必要な措置を講ずるよう指導に努めなければならない。

(平17条例5・旧第34条繰上、平28条例2・旧第26条繰下)

(指定管理者の情報公開)

第28条 実施機関は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に同法第244条第1項に規定する公の施設の管理を行わせるときは、当該管理に関する協定において情報の公開に関し指定管理者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

(平17条例5・追加、平28条例2・旧第27条繰下)

(開示された公文書の取扱い)

第29条 実施機関は、開示決定に基づき開示された公文書を市民に公表することができる。公表する公文書及びその方法、期間等は、実施機関が別に定める。

(平17条例5・旧第35条繰上、平28条例2・旧第28条繰下)

第5章 補則

(公文書の管理)

第30条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関する事項を定め、公文書を適正に

管理するものとする。

(平17条例5・旧第36条繰上、平28条例2・旧第29条繰下)

(開示請求をしようとするものに対する情報の提供)

第31条 実施機関は、開示請求をしようとするものが容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する公文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(平17条例5・旧第37条繰上、平28条例2・旧第30条繰下)

(実施状況の公表)

第32条 市長は、毎年1回、実施機関の公文書の開示等についての実施状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(平17条例5・旧第38条繰上、平28条例2・旧第31条繰下)

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例5・旧第39条繰上・一部改正、平28条例2・旧第32条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、平成2年4月1日以後に作成し、又は取得した公文書及び同日前に作成し、又は取得した公文書で目録等が整備されたもの（実施機関が議会にあっては、平成10年4月1日以後に作成し、又は取得した公文書及び同日前に作成し、又は取得した公文書で目録等が整備されたもの）について適用する。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた改正前の船橋市公文書公開条例（以下「旧条例」という。）第6条の規定による公開の請求及び旧条例第14条の規定による公開の申出に係る手続、処分その他の行為であって、この条例の施行の際現にされているもの又は施行日以後にされることとなるものについては、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 旧条例第13条第1項の規定により置かれた船橋市公文書公開審査会は、改正後の船橋市情報公開条例（以下「新条例」という。）第23条第1項の規定により置かれた審査会となり、同一性をもって存続するものとする。

5 この条例の施行の際現に旧条例第13条第4項の規定により委嘱された船橋市公文書公開審査会の委員である者は、施行日に、新条例第23条第4項の規定により審査会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。

附 則（平成17年3月31日条例第5号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月28日条例第27号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日条例第9号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に行われている第8条の規定による改正前の船橋市情報公開条

例（以下「旧情報公開条例」という。）第6条第1項に規定する開示請求並びに第8条の規定による改正前の船橋市個人情報保護条例（以下「旧個人情報保護条例」という。）第18条第2項に規定する開示請求、旧個人情報保護条例第34条第2項に規定する訂正請求及び旧個人情報保護条例第42条第2項に規定する利用停止請求（これらの請求のうち船橋市病院事業の設置等に関する条例（昭和58年船橋市条例第11号）第2条第1号に規定する船橋市立医療センター（以下「医療センター」という。）の所管に係るものに限る。）は、第8条の規定による改正後の船橋市情報公開条例（以下「新情報公開条例」という。）又は同条の規定による改正後の船橋市個人情報保護条例（以下「新個人情報保護条例」という。）の相当規定により新情報公開条例第2条第1項の公営企業管理者又は新個人情報保護条例第2条第1項の公営企業管理者（次項及び附則第4項において「公営企業管理者」と総称する。）に対して行われた請求とみなす。

- 3 この条例の施行の際現に行われている行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立て（旧情報公開条例又は旧個人情報保護条例の規定による処分のうち医療センターの所管に係るもの（以下「旧条例による処分」という。）に係るものに限る。）は、公営企業管理者に対して行われた異議申立てとみなす。
- 4 この条例の施行後に行われる異議申立てに係る旧条例による処分は、新情報公開条例又は新個人情報保護条例の相当規定により公営企業管理者が行った処分とみなす。

附 則（平成27年3月31日条例第1号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。